

臨時特別給付金（子育て加算分）のご案内

住民税非課税世帯への臨時特別給付金（7万円分追加給付分）」と「臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）」の支給対象世帯に対し、その世帯に属する児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者）1人あたり5万円の「こども加算」を支給します。

給付金の支給額

児童1名につき5万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)の場合は受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

美瑛町で「住民税非課税世帯への臨時特別給付金（7万円の追加給付分）」と「臨時特別給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)」の支給対象世帯で以下の対象児童を扶養している世帯

対象児童：平成17年4月2日生まれ以降の児童

※令和5年度12月2日以降に生まれた児童も対象（要申請）

※同一世帯ではないが、世帯主と生計を同一にしている児童も対象（要申請）

※ただし、「住民税非課税世帯への臨時特別給付金（7万円の追加給付分）」の受給世帯で世帯全員が、住民税が課税されている他の扶養を受けている場合は対象外となります。

1. 住民税非課税世帯

①「住民税非課税世帯への臨時特別給付金（7万円の追加給付分）」を受給された世帯

→町より「支給のお知らせ」を送付いたしますので、送付文書の内容をご確認ください。

②「住民税非課税世帯への臨時特別給付金（7万円の追加給付分）」を受給されていない世帯

→町より「確認書」を送付いたします。送付文書の内容に沿って書類を提出してください。

2. 住民税均等割世帯

①北海道低所得世帯臨時特別給付金を受給された世帯

→町より「支給のお知らせ」を送付いたしますので、送付文書の内容をご確認ください。

②北海道低所得世帯臨時特別給付金を受給されていない世帯

→町より「確認書」を送付いたします。送付文書の内容に沿って書類を提出してください。

申請書等の提出期限

受付期間：令和6年5月31日（金）必着

お問い合わせ

美瑛町保健福祉課社会係

「臨時特別給付金（子育て加算分）」窓口

0166-92-4245

受付時間 平日8:30~17:15